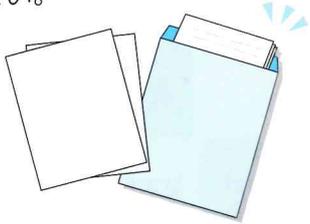


～ 注意事項 ～

- * 1 所属所異動が生じない場合でも、組合員の種別変更が生じた場合は提出してください。
件名・ファイル名を「異動報告書_所属所コード(7桁)_〇〇学校_提出日(西暦)」とし、メールで報告してください。(所属所コードは給与システムで使用される所属所コード6桁の末尾に0を足したものです)
例: 短期組合員(産後休代替)から一般組合員(育休代替)に切り替わった
 - * 2 前歴の有無にかかわらず提出してください。
年金事務所が交付する「被保険者記録照会回答票」を添付することで、「別添のとおり」と記入して提出することも可能です。
「被保険者記録照会回答票」の交付手続きは年金事務所へ確認してください。
 - * 3 県費本採用職員については提出不要です。
臨時的任用、任期付、会計年度任用職員は提出してください。
 - * 4 「転入届書」及び「転出届書」は、異動前も異動後も一般組合員である場合に提出してください。
短期組合員から一般組合員又は、一般組合員から短期組合員になる場合は提出不要です。
 - * 5 職員番号が変更となる場合は、新所属所より提出してください。
※資格確認書をお持ちの場合は「組合員等情報変更申告書」に添付してください。
例: 短期組合員、育児休業代替職員から引き続き本採用となった
: 一般組合員が引き続き会計年度任用職員となった
: 定年退職後引き続き再任用フルタイム職員となった
: 県費組合員が県費外組合員(市費、大学法人、専従)となった など
職員番号が変更とならない場合は、提出不要です。
例: 育児休業代替職員から引き続き臨時的任用職員となった
: 臨時的任用職員から引き続き育児休業代替職員となった など
- 
- * 6 転出者のうち、一般組合員から引き続き一般組合員になる方は不要です。退職届書(短期組合員退職届書)は石川支部にて該当者の報告を確認次第、石川支部から送付いたします。
 - * 7 被扶養者として申請する方の状況に応じて、別途添付書類が必要となります。
 - * 8 組合員が65歳未満であり、被扶養者として申請する20歳以上60歳未満の配偶者がいる場合に必要となります。(配偶者の基礎年金番号確認書類のコピーを添付してください。)
また、20歳以上60歳未満の被扶養配偶者を有する組合員自身が
 - ・【一般組合員】から【短期組合員】となったとき
 - ・【短期組合員】から【一般組合員】となったとき
 は、被扶養配偶者の国民年金第3号被保険者関係届書の提出が必要です。
※健康保険は共済組合加入のままのため、被扶養配偶者の扶養認定資格の得喪は生じませんが、組合員の加入する厚生年金制度が変更となるため当該手続きが必要となります。
 - * 9 資格確認書をお持ちの場合は、転入前の支部へ返却してください。
 - * 10 資格確認書をお持ちの場合は、石川支部へ返却してください。
 - * 11 1日以上空白が空いて次回の任用となる場合や、退職後に再任用(19h)となる方は退職者欄の②又は③として手続きを行います。
 - * 12 加入要件として、退職日まで引き続く組合員期間が1年と1日以上必要です。
退職日から起算して20日以内に加入の申し出及び掛金の納入が必要です。